

## 愛の森トンネル及び敷水トンネル内の通信環境整備に関する意見書

令和7年7月25日に供用開始となった「愛の森トンネル」(延長2,128メートル)及び「敷水トンネル」(延長832メートル)については、通行する地域住民等より、有事における通信手段に関して心配をする声が挙げられているところである。

トンネル内の非常電話は「道路トンネル非常用施設設置基準」により片側200メートル以下の間隔で設置されることになっており、「愛の森トンネル」内には22か所、「敷水トンネル」内には8か所(いずれも出入口設置の各1か所を除く。)の非常電話があるが、今や一般的な通信手段となっているスマートフォン等の通信機器については、各キャリアとも「圏外」であり、利用ができない状況となっている。

トンネル内を通行中、急な体調変化や交通事故等によって車外へ出ることができない状況に見舞われた場合、非常電話は位置が固定されている関係上、利用自体が不可能であり、仮に車外へ出ることができたとしても、車両等と非常電話の距離が離れている場合には、通報に遅れが生じ、迅速な救助や対応が叶わなくなる可能性が考えられる。

また、地域の特徴として、当該路線は他の幹線道路と比較すると交通量が少ないことから、有事において他の通行車両に発見されにくいという側面もある。通信環境の多様化は、緊急時の迅速な通報と対応を可能とし、ひいては人命の救助や二次被害の防止につながる極めて重要な対策であると考えている。よって、愛媛県及び関係機関においては、次の事項について措置されるよう強く要望する。

記

1 「愛の森トンネル」及び「敷水トンネル」内において、スマートフォン等が利用できるよう、主要携帯キャリアに対応可能な通信環境を早急に整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月16日

大洲市議会

(提出先)愛媛県知事

## 委員会審査の報告

(12月定例会で委員会に付託された議案等の審査を行いました。)

### 総務企画委員会

委員長 岐玉 康比古

#### ◆陳情第1号 「愛の森トンネル」及び「敷水トンネル」の通信環境整備に関する陳情書

**趣旨** 令和7年7月25日に供用開始された両トンネルにおいて、スマートフォン等の一般通信機器が圏外となり、緊急時の通報や対応が困難となることを懸念している。非常電話は設置されているものの、通信環境の多様化は人命救助や二次被害防止に重要であるとして、愛媛県および関係機関に対し通信環境整備に関する意見書の提出を求められているもの。

**意見** 夜間は交通量が少なく、事故や火災発生時の発見・対応が遅れる恐れがあること、また、災害が発生した場合には状況が刻々と変化するため、情報伝達手段の多重化が重要であることを指摘したうえで、他のトンネル同様に携帯電話が使用可能な環境の整備について、議会として意見書を提出することに賛同する。

本来であれば市全体にあるトンネルの通信状況を把握したうえで議論すべき課題であるが、地域の切実な要望を踏まえると、今回の陳情は採択すべきである。

**審査結果** 採択

### 厚生文教委員会

委員長 中野 寛之

#### ◆請願第1号 学校給食の無償化を求める請願

**趣旨** 食材など物価の高騰、非正規雇用労働者の増加により子どもの貧困化が進んでいることを背景とし、自治体による学校給食への補助制度が広がる一方、給食費を引き上げざるをえない自治体も増えていることから、教育の一環である学校給食を国の責任において無償化するため、政府及び関係機関に対し意見書の提出を求められているもの。

**意見** 学校給食の無償化に対しては賛同するが、国が来年4月からの無償化に関して既に議論を行っている段階であるため、敢えて市から意見書を出す必要はないと考え、今回の請願は不採択としたい。

現在国において無償化の動きがあるが、子どもたちの健康や命を守るという立場から、意見書の提出をもって、地方議会として意思表示をすべきである。全国の知事会、市長会等においても、国の責任で無償化を行うべきだという意見が出ており、これを後押しする事にも繋がるため、この請願を採択すべきである。

**審査結果** 不採択